会議録

会議の人称	令和4年度第1回東松山市障害者計画等策定委員会部会						
開催日時	令和4年7月19日(火)			開会	午後 1	時30分	
			閉会	午後 31	時25分		
開催場所	東松山市役所分室 2 階会議室 1						
会 議 次 第	 開会 あいさつ 議事 (1)障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について (2)令和4年度スケジュールについて (3)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について 4 その他 4 その他 (2) をおります。 (3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について (4) その他 (5) をおります。 (6) をおります。 (7) をおります。 (8) をおります。 (9) をおります。 (1) をおります。 (2) をおります。 (3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について (4) その他 (4) その他 (5) をおります。 (6) をおります。 (7) をおります。 (8) をおります。 (9) をおります。 (1) をおります。 (2) をおりまする。 (3) をおります。 (4) をおります。 (5) をおります。 (6) をおります。 (6) をおります。 (7) をおります。 (7) をおります。 (8) をおります。 (9) をおります。 (9) をおります。 (9) をおります。 (9) をおります。 (9) をおります。 (1) をおります。 (1) をおります。 (2) をおります。 (3) をおりまする。 (4) をおります。 (4) をおります。 (5) をおりまする。 (5) をおります。 (6) をおります。 (6) をおります。 (7) をおります。 (7)						
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0人		
委員出欠状況	部会長	佐藤 美奈	出	委 員	福地	みのり	欠
	委 員	山口 光晴	出	委 員	丹羽	彩文	出
	委 員	若尾 勝己	出	委 員	多田	明彦	出
事務局	障害者福祉課 田島課長			障害者福祉課 成川主幹			
	障害者福祉課 浅野主査			障害者福祉課 谷口主任			

次 第	顛 末
1 開 会	
事務局 (障害者福祉課 成川主幹)	皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度第1回東松山市障害者計画等策定委員会部会を開会いたします。はじめに、障害者福祉課長の田島よりごあいさつを申し上げます。
2 あいさつ事務局(障害者福祉課田島課長)	一 あいさつ 一
事務局(障害者福祉課成川主幹)	続きまして、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は、東松山保健所保健予防推進担当部長の福地みのり委員から御欠席の連絡をいただいております。 福地委員は、昨年度まで委員を務めていただきました礒貝瑞委員の後任の委員になります。本年4月の人事異動より東松山市障害者計画等策定委員会委員の委嘱をさせていただいております。 それでは佐藤委員に引き続き、部会長をお願いしたいところですが、遅れておりますので、事務局で進めさせていただきます。 なお、本日の会議の会議録作成にあたり、出席委員2人の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、山口委員と丹羽委員にお願いいたします。後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を申し上げますので御署名をお願いいたします。 議事に入る前に、確認事項がございます。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では、公開、非公開の決定を会に諮って決めることになっています。公開の場合、傍聴希望者がいれば傍聴いただくことになります。本日の会議は傍聴希望者はいません。
3 議事 事務局 (障害者福祉課 成川主幹)	では、議事に移ります。次第に沿って進めます。 議題第1号「障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について」事 務局から説明いたします。
事務局 (障害者福祉課 谷口主任)	障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について 一 資料1、2を用いて説明 —

事務局 (障害者福祉課 成川主幹)

では、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問がありましたらお 願いいたします。

無いようですので、議題第2号「令和4年度スケジュールについて」事 務局から説明いたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

令和4年度スケジュールについて

一 資料3を用いて説明 一

事務局 (障害者福祉課 成川主幹)

では、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題第3号「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について」事務局から説明いたします。なお、計画は目標1から7までありますので、目標1の説明が終わりましたら、その後質疑・回答を行い、続いて目標2の説明・質疑という順番で進めたいと思います。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

─ 資料4-1、4-2(目標1)を用いて説明 ─

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標1「施設入所者の地域生活への移行」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

丹羽委員

評価の項目で、施設入所者については「東松山市相談支援事業所連絡会議」で対象者の絞り込みを行ったとありますが、母数は何人でしょうか。また、同じく評価の項目で、地域移行の可能性がある入所者を挙げることができなかったとありますが、その理由はなぜでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

まず、母数については、市内の相談支援事業所が担当している利用者だけではなく、令和2年3月31日時点の入所者である全81名を対象としました。その後、お亡くなりになったり、施設を退所したりした人もいますが、これまで当市の職員が訪問した際の記録等をまとめて、地域移行の可能性があるか東松山市相談支援事業所連絡会議で協議をしました。

地域移行の可能性がある入所者を挙げることができなかった理由は、 書面の記録のみという限られた情報になるため、本人に地域移行の意向 を確認できていませんでした。しかし、改善策として今年度からは、まず は16名の利用者のモニタリングを行う際に本人等の意向を確認するこ ととしました。

丹羽委員

説明があったとおり、書面から読み取るだけでは難しいと思います。 相談支援専門員が担当していて、かつ、本人の意向確認をしないと地 域移行は進まないと思います。まず、総合福祉エリアが担当している1 6名の利用者から意向確認をするということでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

総合福祉エリアが担当している16名の利用者から意向を確認します。その後、その他の市内や市外の相談支援事業所に意向確認をしていただくよう、依頼をしていきます。

丹羽委員

総合福祉エリアが担当している16名が入所している施設の所在地について、内訳を教えてください。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

市内9名、比企郡内6名、市外1名になります。

佐藤部会長

総合福祉エリアが担当している16名の意向確認後はどのようなスケ ジュールで残りの利用者について、確認を進めていくのでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

具体的なスケジュールは協議中になりますが、令和4年度から令和5年度にかけて確認をしていくようになるかと思います。また、まずは総合福祉エリアから取組を行い、聞き取りに関して課題等があれば、比企地域基幹相談支援センターや各相談支援事業所と連携を取りながら、相談員の負担が無いような形で進めていきたいと思います。

佐藤部会長

相談員の負担軽減についても配慮していただけるとのこと、ありがとうございます。どこに住みたいかということを聞かれる人と聞かれない人がいる場合は良くないことだと思いますので、順次進めていただきたいと思います。

丹羽委員

入所者数の目標は大幅に達成しているということでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

現時点では入所者数の目標は達成しています。

丹羽委員

予定していたより、亡くなった人が多かったということでしょうか。 地域移行者については、令和2年度1名、令和3年度1名と2年続け て地域移行者がいらっしゃいます。これまで実績は0名でしたので、良いことだと思います。目標である5名を目指して取り組んでいただきたいです。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

計画を策定する段階で、地域移行以外の理由による退所者数は1年あたり2名から3名と見込んでいました。令和3年度の対象者は4名のため、想定よりは少し多かったかと思います。目標の入所者数は令和5年度末の人数となるため、今後も目標を達成できるよう取り組んでいきます。

丹羽委員

また入所者数が目標を下回った要因としては、新たな施設入所者が少なかったこともあるかと思います。これは新型コロナウイルス感染症の影響もあるのでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

令和3年度は2名が、本人又は家族の希望で障害者支援施設に入所しました。新たな施設入所支援利用者についても、過去の入所の実績等を踏まえて、1年あたり3.2人という数値から3年間で10人と見込みました。令和3年度の2名は、過去の実績と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に入所者が少なかったということは無かったのかなと思います。

佐藤部会長

つづいて、目標 2 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの 構築」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

一 資料4-1、4-2(目標2)を用いて説明 —

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標2「精神障害者にも対応した 地域包括ケアシステムの構築」についてご意見、ご質問がありましたら お願いいたします。

実績にある精神障害者の地域生活を支える連絡会からのモデルケースである12ケースのうち、東松山市のケースは何ケースありますか。また、12ケースの人たちで再入院した人はいらっしゃいますか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

12ケースで再入院した人はいなかったと報告を受けています。東松山市のケースは2ケースになります。

佐藤部会長

再入院した人がいないということは、目標にある地域で安心した生活

を送れるよう地域定着支援を行うという項目は達成できつつあるということでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

これまでは病院から退院者の報告は受けていましたが、退院後の在宅生活について経過の確認はしていませんでした。モデルケースを関係機関で協議することにより、これまで入退院を繰り返していた人が現在は地域生活が続いている理由や安定して生活ができている理由を少しずつ整理ができています。今後は地域で抱えている課題等があれば、解決に向けて取組を進めていきます。

佐藤部会長

つづいて、目標 3「地域生活支援拠点等の整備」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

一 資料4-1、4-2(目標3)を用いて説明 ―

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標3「地域生活支援拠点等の整備」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

令和4年2月末までに市内2法人の登録がありました。現時点では登録について、前向きに準備を進めているところが3法人あります。また、相談を受けているところが1法人あります。今後はさらに登録法人が増えていく予定です。引き続き、その他の法人についても、お声がけをしていきたいと思います。

佐藤部会長

拠点機能である5つの機能のうち、どの機能に関して相談があるので しょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

共同生活援助事業所の2法人から、今後運営規定を変更して登録を行いたいと相談を受けています。機能としては、「緊急時の受入れ・対応」と「体験の機会・場」になります。また、市内相談支援事業所については、人員の都合上難しい場合を除いて、登録に向けてそれぞれ進めています。機能は「相談」になります。令和4年7月1日には「緊急時の受入れ・対応」を行う1法人が登録されました。

事務局 (障害者福祉課 成川主幹)

市内グループホーム連絡会から、来月地域生活支援拠点について説明をしてほしいと依頼を受けましたので、市職員が拠点の説明を行う予定です。より多くの法人に登録していただけるよう、御協力をお願いしていきます。

佐藤部会長

市内にグループホームは何カ所ありますか。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

現在、42か所です。

佐藤部会長

42カ所のうち、「緊急時の受入れ・対応」が行える事業所は何カ所ありますか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

先ほど、申し上げた今後運営規定を変更して登録を行いたいと相談を受けている共同生活援助の2事業所になります。2事業所はどちらも日中支援型のグループホームになります。日中支援型は短期入所を併設しなくてはいけないため、短期入所の居室を利用して受入れします。また、仮に短期入所の居室が埋まっていた場合について、以前埼玉県に確認したところ、居室ではなく、事務室等で緊急的に受入れすることは機能として問題ないと回答がありました。市内のグループホームの多くは、介護サービス包括型になり、基本的には既に利用者がいるため、常に部屋を空けておくことは難しいと考えます。そのため、機能としては、「体験の機会・場」になるかと思います。

丹羽委員

どのような状況になったら、東松山市では地域生活支援拠点が機能し、整備されたと捉えるのか分かりづらいと思います。法人に登録を促すことにより、どの程度緊急時の受入れや体験の機会の量がカバーされたら良いのかなど。見えづらい部分なので、しっかり考えていかなければならないと思います。障害のある人にとって、地域生活支援拠点が整備されたことにより、地域生活が充実して安心できるようになることが大切ですが、今までとあまり変わらない状況だと拠点を名乗ってもあまり意味が無いと思います。乖離しないように、障害福祉計画で、このように進めて、ここを目指しているということを外部にも周知しながら進めていく必要があると思います。

事務局 (障害者福祉課 成川主幹)

地域生活支援拠点については、第1段階として、令和4年2月末までに市内2法人から拠点事業者登録申請があり、整備が完了しました。今後第2段階として、拠点に登録された利用者の緊急時の受入れ事業所の確保になります。第3段階として、丹羽委員のご指摘のとおり、東松山市で安心して生活できるようになること及びそのような意識を持ってもらうことが次のステップになると考えます。

丹羽委員

計画相談支援の利用者を対象とした登録制の場合、サービス等利用計画できちんとコーディネートされており、ただ利用者と事業所のマッチ

ングがされていないだけの問題です。それ以外の人たちが緊急時の受入れを必要とした場合に、どこに連絡すればよいのか分からないことが問題だと思います。困ったときにどこかシェルターのように避難ができ、その後、地域で元どおりに生活することができるのか、または新しい道に向かっていけるよう支援をしていくことが大切です。現時点でのロードマップは良いと思いますが、最終的にはそこまで作っていくことが必要です。

佐藤部会長

まずは行政や登録事業所、利用者等が継続して協議していくことが大切だと思います。

つづいて、目標 4「福祉施設から一般就労への移行」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

一 資料4-1、4-2(目標4)を用いて説明 —

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標 4「福祉施設から一般就労への移行」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

若尾委員

今後の課題として意見させていただきます。当法人では独自に埼玉県 内の就労継続支援B型事業所を対象に、一般就労の可能性のある障害者 の発掘を目的とした、伴走型のジョブコーチ支援を提供するモデルを進 めています。昨年度、県内の就労継続支援B型事業所に希望を伺い、手 を挙げていただいた20数か所の事業所から、ターゲットとなる人を1 事業所につき、2人~3人程度選出してもらいましたが、一般就労に向 けて支援を進めることができる人は全体の2人~3人程度でした。その 弊害となっている原因を分析したところ、就労継続支援B型事業所には、 一般就労への支援を進めるための機能が弱いことが分かりました。一般 就労を進める場合、いわゆる作業訓練などを通じた本人の職業適性状況 のみを判断し、就労する職場へ送り出せるわけではなく、該当する企業 における障害者の雇用状況や、働ける時間数など雇用条件なども含め、 確認する項目が多くあります。本来、就労継続支援B型事業所が行って いる作業訓練以外の、これら一般就労の支援を進めていくことがなかな かできない点が課題です。当法人と就労継続支援B型事業所でやり取り を進めていく中で、定員に対しての人員配置等の関係もあり、時間を作 る余裕がないのが現状です。

目標4の今後の対応として、仮に本人や保護者から就労の希望があった場合、相談支援事業所がこれまで説明したようなことを実施できるよう構造を作っていけるのかが課題です。ハローワークに行って済むよう

な話ではありません。今後、就労継続支援B型事業所で一般就労できる 人がいた場合でも、この様に構造を作ってあげないと、ただ目標数値だ けを掲げ、就労支援そのものは就労継続支援B型事業所だけに任せるの では成果に繋げることが難しいと感じた1年間でした。

就労継続支援B型の報酬体系が2分類に変わりました。私たちは当初この事業を実施するときに地域活動加算を選択している事業所のほうが一般就労に向かっていく人が多いのではないかと仮説を立てました。実際には、このモデル事業を通じた伴走型支援を行った20数か所の8割以上が工賃支払いによる報酬体系を選択した事業所でした。工賃をお支払いしている事業所を確認すると、現場では、利用者の中で高低差が出てしまっています。各事業所における就労する力を持つ人たちは、ピラミッド階層の頂点の部分のごく少数なので、事業所における支援の大多数はその階層ピラミッドの下の方をカバーすることが前提となっています。つまり、本来であれば満遍なく対応することが必須でありながらも、浮いてしまっている就労の可能性のある上位層のニーズの部分をどこかに委ねて進められるのであれば、ぜひ一般就労の支援をしてほしいという考えが多かったです。

本人への聞き取り等で対象となる人を挙げられた場合、事業所に負担をかけるだけではなく、ロードマップを作るなど周囲の環境を整えていく仕組みを作ることが大切です。当法人が1年間の支援を行った結果、就労継続支援B型から一般就労を目指すことはかなりハードルが高いと感じました。

今後は当法人の機能も活用しながら取り組んでいただきたいと思います。

当法人が伴走型モデルによるジョブコーチ支援を行った際は、担当者をつけて、1か月に1、2回程度定期的に事業所に訪問し、状況を確認しました。20回、30回と訪問した事業所もありました。丁寧に支援し、20数か所の事業所から40名~50名の対象者が挙がっていましたが2人~3人の就労がやっとという感じでした。障害の程度は重度の人たちを対象としましたが、軽度の人のニーズもありました。アラカルトなニーズに対応するためにも、一般就労へ向かうための仕組みを作ってあげないと、数だけ目標設定して、達成できるように事業所へ依頼しても難しいと感じました。

また就労定着支援事業についてですが、事業所の数は増えにくいと思います。就労移行支援の体制加算が変わった流れで就労定着支援事業は創設されていますので、就労移行支援事業所を設置することが一般的です。また仮に継続支援事業所を設置することを考えると、ある一定の一般就労の数を出している事業所ではないと、報酬との関連性から人員を配置することは厳しいと思います。現在の就労継続支援B型から一般就労する人の数を見ると、就労定着支援事業所を増やすことは難しいと思

います。

市内在住者が市外の就労移行支援事業所を利用する場合、多くの人は精神障害のある人でしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

一般就労している12人のうち、精神障害のある人は10人です。

若尾委員

先日、相談に来た市内在住の人で、市内の事業所を利用したくないという人がいました。ご自身のお住まいの地域から離れた障害福祉サービス事業所を使いたいということです。また、当法人では就労移行支援事業を利用して一般就労する人は減っていますが、法人全体としての年間就労者数は40名を超えています。対象となる障害者の様相が変化しており、障害福祉サービスを利用して一般就労することがスタンダードではなくなってきているという現状があります。その他、東松山市の地域事情から、隣接する大きな市まで電車で30分圏内、また都下へも60分程度ということもあり、市内の事業として成果を上げられるような対象となる人が市外に向いているという現実もあります。これは、精神・発達障害の方々が支援対象の中心となった現在、手帳を所持しない障害者も含め、ニーズの変化が大きく影響していると考えています。これまでの数値目標だけではなく、就労支援ニーズの質的変化の要因も評価に入れていただけると、就労支援をやっていないのではと思われることも少し軽減できるのではと思います。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

雇用率の関係で20時間未満の人も障害者雇用としてカウントできるようになります。

若尾委員

既に精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、短時間就労で0. 5人とカウントできます。重度障害のある人においては、短時間就労については、現在国の労働政策審議会障害者雇用分科会でも議論されています。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

今後、障害者雇用率について変化があれば、就労継続支援B型から一般就労できる人が増えるなど、就労者数に影響があるのでは思います。

若尾委員

これは、就労系障害福祉サービス事業者から出た意見としてですが、「一般就労する前の就労系事業所に通所していた際には、5日間の日中活動が保証されていましたが、1日2時間、週2日の仕事に就労(いわゆ

る超短時間就労のような働き方)になると、これまで保証されていた週5日間の日中活動の場が保証されなくなってしまうことを危惧している」ということがありました。今後、国会で議論されていくことになると思いますが、障害福祉サービスの併用について、確実に明記していく必要があると考えています。一般就労できることは望ましい事ではありますが、超短時間で働くことにより、保証されていた週5日間の活動の場が無くなることで、本人の居場所が無くなってしまいます。なにかしら、福祉の事業者と繋がれるような仕組み、労働と福祉の両制度が併用して使えるように今後していかなければいけません。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

盛り込まれる話もあるため、注意深く見ていきたいと思います。

佐藤部会長

東松山市ではないかもしれませんが、就労継続支援B型とアルバイトの併用について、行政に相談したところ、認められたこともありました。 居場所の確保が大切です。

若尾委員

厚労省が発出している障害福祉サービスの事務処理要領のQ&Aにおいて、本来は併用ができると明記されているのに、各自治体の運用の仕方により、対応の差が出てしまっています。実は近隣のある市町村では就労との併用は認められませんでした。

丹羽委員

法改正による新たな制度、就労選択支援事業は就労アセスメントの促進になり得るのでしょうか。

若尾委員

なりません、難しいと思います。現状の就労系障害福祉サービス事業者の中から、他の継続支援事業所を利用する人を就労アセスメントする制度であると思いますが、この就労系障害福祉サービス事業者の中で、就労アセスメントを任せても大丈夫であるという事業者は数少ないと考えています。また、労働政策で考える就労アセスメントと障害福祉で考える就労アセスメントが微妙に異なっている点なども混乱する要因の可能性があります。私たちが期待する働き方をどのように形にできるのかというアセスメントは、この就労選択支援事業だけでは厳しいと思います。相談支援事業者含め、この事業を実施するところは、就労アセスメントのスキルに長けている専門的な人材がいないと難しいかもしれません。

佐藤部会長

つづいて、目標 5「障害児支援の提供体制の整備等」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

谷口主任)

─ 資料4-1、4-2(目標5)を用いて説明 ─

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標5「障害児支援の提供体制の整備等」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

多田委員

評価にある難聴児支援については、引き続き協議が必要であるという 箇所について、実績では児童発達支援センターにおける機能を整理する ため、情報を収集・整理したとありますが、今後さらに難聴児支援につい て支援方法を協議していくということでしょうか。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

現時点では、難聴児支援に関する協議が進められていないため、引き 続き、障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議で協議していき たいと考えています。

多田委員

学齢時における教育の支援であれば、東松山市立松山第一小学校や坂戸ろう学園等に専門家がいらっしゃいますので、連携しても良いのではと思います。

佐藤部会長

医療的ケア児等コーディネーターについて、東松山市は配置ができていますが、障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議で進めている児童発達支援センターは、箱ものではなく、市で機能を作っていこうという取組を見ると、コーディネーターが相談支援専門員だけではなく、保健センターの保健師等も担っていただきたいです。子ども家庭総合支援拠点の整備には、障害児支援も含まれています。コーディネーターを保健師等が担えると連携が取れやすく、医療面の支援が進むと思います。

丹羽委員

埼玉県のコーディネーター研修は、私が中心で進めていますが、他市では、保健師や看護師が受講している例があります。情報が周知されているのかという問題もあります。ぜひ、受講について御検討をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

情報を逃さないように確認をして、保健師と情報を共有していきたいと思います。

丹羽委員

今後の対応について、文言が正しくないと思います。地域課題は既に 抽出されているはずですので、抽出された課題について対応していくと いうような文言のほうが良いと思います。また、支援スキームを発信していくという箇所については、支援スキームを活用した支援を進めていくなどはいかがでしょうか。又は進めるための協議をしていくなどです。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

ご指摘いただいた箇所については、次回の策定委員会までに文言の整理を行います。

佐藤部会長

つづいて、目標 6「相談支援体制の充実・強化等」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

─ 資料4-1、4-2(目標6)を用いて説明 ─

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標6「相談支援体制の充実・強化等」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

丹羽委員

今後の対応について、相談支援事業所の役割や連携方法を明確にすることはとても重要だと思います。ここ数年で相談支援の機能が拡充してきたことにより、それぞれの役割が変わってきているのではと思います。きちんと関係機関が分かるように、利用するユーザーも分かるように可視化していくのが理想だと思います。とても複雑のため、分かりやすくしていくことが求められています。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

相談支援事業所の役割については、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」において、協議を進めていきます。

佐藤部会長

目標として、介護保険分野や子育て支援分野の相談機関との連携強化を図るとしております。実績でも会議を実施したと記載されていますが、評価の項目では、会議を通じて連携が強化できたのか全く触れられていませんので、教えてください。

事務局 (障害者福祉課 田島課長)

令和2年度に第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定する際に、障害だけではなく、介護保険分野等と連携して進めたほうが良いと本策定員会の委員からご指摘をいただき、令和3年度に介護保険分野と合同で事例検討会を実施しました。令和4年度も既に合同で研修を実施しております。昨年度はリモートによる会議で事例検討会だったため、介護保険分野と意見交換を行うことは難しかったですが、令和4年度は

災害に関することを情報共有しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、グループディスカッション等はできませんでしたが、今後回数を重ねながら、事例検討やグループで話し合う機会を確保していきたいと思います。

佐藤部会長

つづいて、目標7「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 に係る体制の構築」について説明をお願いいたします。

事務局 (障害者福祉課 谷口主任)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る令和3年度実績について

─ 資料4-1、4-2 (目標7) を用いて説明 ─

佐藤部会長

では、ただいまの説明に関しまして、目標7「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問は無いようですので、それでは、本日の議事を終了し、 議長の職を解かせていただきます。皆さんご協力ありがとうございまし た。

4 その他

事務局 (障害者福祉課 成川主幹) 事務局から事務連絡をさせていただきます。

ミライロID、手話普及リレーキャンペーン in 東松山について

一 チラシを用いて説明 ―

続きまして、次回会議の日程についてお話させていただきます。次回 策定委員会は8月5日(金)午後2時から総合会館多目的ホールBで予 定しております。

最後に、障害者福祉課長の田島よりご挨拶申し上げます。

5 閉会

事務局 (障害者福祉課 田島課長) 一 あいさつ 一

事務局 (障害者福祉課 成川主幹)

以上をもちまして、第1回東松山市障害者計画等策定委員会部会を終 了します。本日はありがとうございました。 上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和4年8月23日

署名委員 山口 光晴

署名委員 丹羽 彩文